

大阪経済大学大学院 経済学研究科 人材養成の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則第1条第2項に定める人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について定める。

(人材養成目的)

第2条 経済学研究科は、経済学における高度な知識の吸収と深い理解を進めながら、理論および応用について研究を深め、さらにその研究成果を教授することによって優秀な人材を育成し、経済、および文化の発展に国際的に寄与することを目的にしている。

- 2 経済学専攻博士前期課程は、第一に、独創的な研究のために必要な広い視野と、深い洞察力を持つ人材を育成、第二に、高度な専門性を求められる職業人に必要な能力の育成、第三に、より深い専門分野の探求を求め、社会に役立てることを目指す人材を育成することを目的にしている。
- 3 経済学専攻博士後期課程は、豊かな学識を基礎にして、専攻・専門分野における最先端の研究成果を教授し、それを通じて自立した研究者として独創的で有意義な研究を維持する能力を育成することを目的にしている。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、経済学研究科委員会の意見を聴いて、経済学研究科長が行う。

附則

1. この規程は、2015年11月13日に制定し、同日から施行する。

大阪経済大学大学院 経営学研究科 人材養成の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則第1条第2項に定める人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について定める。

(人材養成目的)

第2条 経営学研究科修士課程では、『経営と法の融合』を学際的に教授することによって、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成を目的としている。企業の社会的責任を根底にした革新的経営を追求する企業家精神を涵養し、学術理論の教授とともにケーススタディやグループワークなどを通じて、経営と法の両面に精通し、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力を育成する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃については、経営学研究科委員会の意見を聴いて、経営学研究科長が行う。

附則

1. この規程は、2015年11月13日に制定し、同日から施行する。

大阪経済大学大学院 経営情報研究科 人材養成の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則第1条第2項に定める人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について定める

(人材養成目的)

第2条 経営情報研究科修士課程は、情報分野に関する知識と諸技術を駆使し企業、ビジネス、社会における様々な課題を発見・分析・解決することができる人材の育成を目的とする。修了後は本課程で修得した知識・技能・思考・態度等を総合的に活用し、専門的職業人あるいは研究者として活躍し、社会の発展のために積極的に貢献する人材を輩出する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃については、経営情報研究科委員会の合意に基づいて、経営情報研究科長が行う。

附則

1. この規程は、2015年11月27日に制定し、同日から施行する。
1. この規程は、2019年2月22日に改正し、同日から施行する。

大阪経済大学大学院 人間科学研究科 人材養成の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則第1条第2項に定める人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について定める。

(人材養成目的)

第2条 人間科学研究科修士課程は、複雑化する現代社会において人間が共により人間らしく生きられるよう、人間科学諸分野の研究成果を応用して、人間に関わる諸課題解決とその発展に貢献する高度専門職業人の育成を目的とする。さらにこの基本方針のもと、能力向上を目指す社会人の再教育ならびにより高度なキャリア開発のための教育を行う。

- 2 臨床心理学専攻修士課程は、臨床心理学の高度な専門知識と技術を有し、人間のウェルネスに貢献できる臨床心理士の養成を目的とする。
- 3 人間共生専攻修士課程は、人間共生に関する諸分野の専門能力を有し、人間のウェルネスに貢献する高度専門職業人の養成を目的とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃については、人間科学研究科委員会の意見を聴いて、人間科学研究科長が行う。

附則

1. この規程は、2015年11月27日に制定し、同日から施行する。